

ルト記

本書は、中にその歴史が記述されている人物の名から、ルト記と稱せられる。この女は異邦人でありながら、眞の信仰に改宗歸依し、ダヴィドの曾祖父ボーズに嫁ぎ、キリストを出した血統の先祖の一人となり、異邦人より成れる教會の赫々たる人物になつた。この書は預言者サムエルの手に成つたと信じられている。

第一章

ベトレヘムのエリメレク妻ノエミ及び二子と共にモアブの地に行き、其處にて死す—その子等その地の女を娶り子なくして死す—ノエミその媳ルトを伴いて故郷に歸る。

一 士師等の治め居りし頃、¹⁾ 或士師の代に饑饉國に起りたれば、その妻及び二人の息子と共に或人ユダ領ベトレヘムを去りて、モアブの地²⁾に赴

第一章 1) 多分ゲデオンの時代で、マデイアン人が國を荒らした頃。—2) モアブとは死海の東側にある地をいう。モイゼの時代にはアルノン川から死海の南端にまで及んでいた(民二・一三。士一・一八)。後にはアルノン川を越えてヘセボンの方にまで至つた。士師の最初の頃には、モアブ人はイエリコをさえ占有し、イスラエル人に貢を納めさせていた(士三・一二)。

ニ けり。ニその人、名をエリメレクと云い、その妻はノエミと云い、また二人の息子は、一人をマハロン、一人をケリオンと云いて、ユダ領ベトレヘムのエフラタ人なりき。³⁾ 彼等はモアブの地に入りて、其處に滞留まりぬ。³⁾ 然るにノエミの夫エリメレク死して、ノエミはその息子等と後に残りたり。⁴⁾ かくて彼等、モアブの女の中より妻を娶りしが、その一人の名はオルファと云い、一人の名はルトと云えり。⁴⁾ さて彼等其處に十年の間住いおりしが、⁵⁾ 兩人、即ちマハロン及びケリオンも亦死しかの女は二人の息子をも夫をも失いて、獨り後に残りぬ。⁶⁾ 茲において、女は起ちてその媳兩人と共に、モアブの地より己が國に行かんとせり、蓋は主がその民を顧みて、之に食物を賜うと聞きたればなり。⁷⁾ 女かく己が媳兩人を伴いて、その身を寄せ居たる處を立出でしが、既にしてユダの地に歸る途に上るに

3) カレブの妻の一人はエフラタから出た(代上二・一九)。その子孫はベトレヘムに住んでいたからベトレヘムの古名もエフラタであつた(創三五・一六、一九)。4) ルトはマハロンの妻、オルファはケリオンの妻であつたこの女らはイスラエルの宗教に歸依すれば、その結婚には少しも妨げがなかつた。そうでなければ律法の精神に適わぬかういう結婚は、たゞやむを得ない場合にだけ許されていた(喇一〇・三参照)。

八 及び、彼等に云いけるは、「汝等の母の家に行け、⁵⁾汝等が死者に對し、また我に對して爲したる如く、主、汝等に對して爲し給えかし。九 願わくは主、汝等が受くべき夫の家において、汝等に安息を得しめ給わんことを。」と。しかして彼等に接吻せり。時に彼等聲を擧げて泣き出し、一〇云いけらく、「我等汝と共に汝の民の許に行かん。」と。二ノエミ之に答えけるは、「わが娘等よ、歸れかし。何すれぞ我と共に來るや。汝等が夫にせんと我より期待し得る如き子、なおわが胎内にあらんや。」⁶⁾三 わが娘等よ、歸り行け。實に我は既に老衰して、婚を結ぶに堪えず。また假令我今夜懐胎して、子を産むことありとも、⁷⁾四 汝等その生長ちて成人するを待たば、婚ぐに先立ち老い果てぬべし。さればわが娘等よ、乞う、然するなかれ。汝等の不幸は一入我を悲しましめ、主、御手を伸べて我を攻め給いたればなり。」と。⁸⁾五 彼等乃ち聲を擧げて、再び泣き出しけり。オルファは姑に接吻して歸り行きしが、ルトはその姑に附纏いて離れざりき。⁹⁾六 時にノ

5) 娘等は父の許よりも寧ろ母の許で暮らしていたのである。一〇) ノエミの年輩ではもはや自ら嫂婚制の規定によつて彼女らの夫とするよるな、息子をうむことはできな(申二五・五一一〇参照。

一六 エミ之に云いけるは、「視よ、汝の親戚はその民の許その神々の許に歸り行きたり。汝も之と共に往け」と。一六 彼女答えけるは、「我に反對し、我をして汝を棄て去らしむなかれ。實に汝の行く處には我も行き、汝の滯留する處には我も共に滯留まらん。汝の民はわが民、汝の神はわが神にこそ。一七 死する汝を容るるの地、其處に於いて我も死し、且葬られん。もし死別に非ずして我と汝と別るることあらば、主、我にかく爲し、また更にかく爲し給えかし。」と。一八 茲においてノエミも、ルトが己と共に行かんと堅く思い定めたるをの^の見しかば、反對せず、最早之を説きふせてその家人の許に歸さんとはせざりき。一九 かくて彼等共に行きて、ベトレヘムに至りけるが、邑に入るやその噂忽

のノエミはルトを、その以前禮拜していた偽神の許に歸るよう説得するつもりではなく、ただこの云い方でそれとなく、もしも一緒に行きたいなら、その偽神を棄てて、主イスラエルの天主に立歸らなければならぬ旨を諭したのである。一八 舊約の歴史に慣に用いられる誓いの仕方によって、その人が、もし彼らがその云つたことをしなかつたなら、これこれの禍が彼らに下らんことを望むのである（母上三・一七参照）。九 ルトは老いた姑を助けるためには今一度嫁ぐ希望をも抛つのを義務と思つた。さればこそかの女はその勳によつて、選民の中に入れられ、救世主の祖先の列に加えられる榮を得たのである（本二・一一参照）。

二〇 ち諸方に擴まり、女等は「是ぞかのノエミなる。」と云えり。二〇ノエミ彼等に云いけるは、「我をノエミ（即ち美し）と稱ぶなかれ、マラ（即ち苦し）と稱べかし。蓋は全能なる者、我に苦しみを溢るるばかり澤山に與え給いたればなり。三 我、出でたる時は豊かなりしに、10) 主の歸らしめ給いし時は空しくなりぬ。然らば汝等、主の辱しめ給い、全能なる者の苦しめ給える我を、何故にノエミと稱ぶや。」と。三 かくの如くにして、ノエミはその媳なるモアブの女ルトと共に、身を寄せ居たる地より來りて、大麥刈入時の初、11) ベトレヘムに歸りぬ。

第二章

ルト、ボーズの好意によりその畑にて落穂を拾う。

一 さてその夫エリメレクに、一人の血族あり、有力にして大いに富める人なりしが、その名をボーズと云えり。二 或時モアブの女ルト、その姑に、「汝もし命じ給わば、我畑に行きて、何處にもあれ我に情をかくる家父に恩惠を受けん處に於いて、刈る人の手

10) 家庭の幸福が溢れるばかり豊かで。
 11) 大麥の刈入は四月の末頃始まる。

三 け。」と答えたり。茲こゝにおいて、ルトは往ゆきて、刈かる人の背後うしろより穂ほを拾ひろいしが、偶々たまたまその畑はたけの持主もちぬしは、エリメレクの血族けつぞくなるポ
 四 ーズなりけり。²⁾折おしも視みよ、彼かれベトレヘムより來きたりて、刈かる人
 五 々に、「願ねがわくは主しゆなんじら汝等ともと共に在いまさんことを。」³⁾と云いしかば、
 六 彼等かれら之これに、「願ねがわくは主しゆおんみ卿みを祝しゆくし給たまわんことを。」と答こたえたり。
 七 五つ次ついでポーズ、刈かる人々ひと々の上うへに置おかれたる若者わかものに云いいけるは、
 八 「是これは誰たれの娘むすめぞ。」と。答こた彼かれえけるは、「是これはモアブの地ちより、
 九 ノエミと共に來きたりしモアブの女おんななるが、⁷⁾刈かる人々ひと々の歩あむ後うしろに躡つ
 きて、遺おちたる穂ほを拾ひろわんことを乞こい、朝あさより今いままで畑はたけに在ありて
 片時かたときも家いえに歸かえらざるなり。」と。⁸⁾ポーズ乃すなわちルトに云いいけるは、
 「娘むすめよ、⁴⁾聽きけ、他ほかの畑はたけに拾ひろいに行ゆくなかれ。また此處このところより立たち去さ
 るなかれ。わが婢等しもめらに加くわりて、⁹⁾その刈かる處ところに従したがい行ゆけ。寔まことに

第二章 1) 利一九・九。
 二三・二二。申二四・
 一九にある規定に合う
 2) かの女がそこへ來た
 のは天主の御攝理によ
 る。— 3) 天主との親し
 みが御民の生活習慣に
 どれほどまで浸みこん
 でいたかを示す、敬虔
 な挨拶。奴婢たちの應
 答も同様。ミサ執行の
 際司祭が信徒に、また
 信徒が司祭に、かく云
 うのを思い起せ。
 4) 故にポーズは相當の
 年輩で、ルトはまだ若
 かつた。

一〇 我はわが若者等に誰も汝を惱ますなかれと命じおきたり。また汝もし渴かば、器の所に行き下僕等が飲む水を飲め。」と。一〇 彼女、地に平伏して敬禮し、之に云いけるは、「我、何によりて、かく、卿の眼前に恩恵を受け、辱くも卿に異邦の女たる身を見知らるる榮を得たるぞ。」と。一一 彼之に答えけるは、「一汝が夫の死後、汝の姑に爲したること、及び兩親を離れ、生れたる國を去りて未だ知らざりし民の許に來りし次第は、すべて我之を傳え聞けり。一二 願わくは汝の所行に對して、主汝に報い給い、汝、主イスラエルの天主、即ち汝がその許に來り、その御翼の下に庇護われたる御者より、充分なる報賞を受けんことを。」と。一三 女云いけるは、「わが主よ、我は卿の眼前に恩恵を得たり。我は卿の婢等の一人にも及ばざるに、卿は我を慰め、卿の婢女の心に語り給えり。」と。一四 ボーズ乃ち之に云いけるは、「食事の時至らば、此處に來りてパンを食し、一片毎にこれを酢に浸せ。」と。茲において彼女は刈る人々の傍に坐し、自ら炒麥のを取りて食し、飽き足りてその殘餘を取り納めぬ。一五 かくて彼女其

5) 炒麥
 は今日
 でもま
 だパレ
 スチナ
 で、刈
 入れる
 人々の
 食する
 物。

一六 處より起ち、前の如く穂を拾わんとしたるに、ボーズその下僕等に命じて云いけるは、「彼女も亦もし汝等と共に刈らんと欲せば、汝等之を禁むるなかれ。

一七 一六なおまた汝等の束の中より、故意に落し置き、彼女をして恥づる所なく拾わしめよ。その拾うに當りては、何人も之を叱るなかれ。」と。一七かくの如くにして彼女は夕暮まで畑にて落穂を拾いしが、その拾いしものを棒もて打ち、實

一八 を落し見たるに、その量大麥一エファ、即ち三柵ばかりありき。一八彼女は之を携えて市に歸り、その姑に示し、且、己が食い飽きたる食物の殘餘を取り

一九 出して、之に分け與えぬ。一九時にその姑彼女に云いけるは、「汝、今日は何處にて拾い、何處にて働きしや。汝を憐みたる人は祝せられよかし。」と。彼

二〇 女乃ち、誰の許にて働きしかを之に告げ、その人の名はボーズと稱ぶと云えり。二〇ノエミ之に答えけるは、「その人は主に祝せられよかし、彼は生者に示

二一 せるその好意を、死者のにも亦有したればなり。」と。また重ねて云いけるは

「その人は我等の親戚なり。」と。ニルト乃ち云いけるは、「彼はまた我に、

6) 大麥 一エフ アは三 六・四 リット ル。こ の量は 一日の 労働の 報酬と して甚 だ多い のすな わちノ エミの 夫と息 子たち

三三 穀物を悉く刈り終るまで、わが刈る者等と共に
 居るべし」と命じたり。」と。 三三 姑之に云いけ
 るは、「わが娘よ、汝が彼の婢等と共に、出でて
 刈り入るるは善し。これ汝が他の畑において、何
 人かに拒まるることのなからんためなり。」と。
 三三 よりて彼女はボーズの婢等に加わり、之と共に
 大麥小麥を倉廩に納め終るまで、刈りぬ。⁸⁾

第三三章

ルト嫂婚の規定に従いボーズに結婚を求む。

一 さて彼女、姑の許に歸りて後、之より聞きけ
 るは、「わが娘よ、我汝の爲に安息を求め、汝を
 幸ならしむる爲に計らわん。」¹⁾ 汝が畑にて共に
 居りし婢等の主なるかのボーズは、我等の近親な

8) 小麥の刈入れは大麥の刈入れの二三週
間後に、引續き行われる。

第三章 1) 今までルトの生活は不安であ
つたので、姑は今度幸福な結婚をさせて
その心配を除いてやろうとする。

三 着をつけて打禾場に下れ。されど汝かの人に、その食飲を終るまで見らるるなかれ。③④ しかして彼が眠りに行きたらん時、その眠れる所を見覚えおき、往きて、その被ぎをる襖の足の所を捲り、身を横たえて其所に臥しおれ。④ さらば彼は汝の爲すべき事を汝に告げん。⑤ と。彼女答えけるは「汝の命じ給う所、何事にても之を爲さん。」と。彼女乃ち打禾場に下りて、すべて姑の己に命じたる如くに爲しぬ。⑤
 七 さてボースは、且食い、且飲みて心樂し

② 穀物を打禾場で打つて脱穀すると、今度はふるいわける仕事が始まる。粃穀の混じつてゐる穀粒を箕で高く投げあげると、風に吹かれて粃穀は飛び去り、穀粒は床に落ちる（續三・一二参照）。このつらい仕事は夜に行う。それはその頃、たいてい涼しく、且地中海から風が吹いてくるからである。―創三八・八以下。申二五・五以下参照。但し嫂婚の義務はボーズになく、他の親戚にあつた。―③④二―四節の特別な計畫は一見奇妙に思われるが、ノエミは十分承知の上で行うのである。すなわちボーズとルトとの徳を知つてゐる上に、年輩のボーズが、即坐に決めなければならぬような結婚など、到底しそらもないことを知つてゐたからである。―④素足に物をかけてゐるのは、パレスチナの日中の暑さからは豫想できぬ夜寒を防ぐため。襖を取つてしまつたらボーズは間もなく目を覺ますに相違ない。―⑤ノエミはその上、嫂婚を求むべしとルトに命じた。

八 むや、束を積める傍に行きて眠れり。茲において彼女竊かに至り、襖の足の所を捲りて臥しぬ。然るに視よ、既にして夜半となるや、かの人恐れ惑いて、女が己の足許に臥せるを見、之に云いけるは、「汝は誰ぞ。」彼女乃ち答えけるは、「我は卿の婢女ルトなり。卿の婢に襖を被せ給え、卿は近親なればなり。」と。一時に彼云いけるは、「娘よ、汝、主に祝せられよかし。汝の後の好意は前にも優れり。蓋は汝、若き人の、貧しきにも富めるにも従わざりければなり。二されば懼るるなかれ。汝の我に云う處は、すべて我汝の爲に之を爲さん。蓋しわが邑の門内に住む民は皆、汝の徳高き女たるを知ればなり。三我また己の近親たるを否まず、されど他に我より近き者あり。四今夜は寢めかし。五さて明朝になりて、彼もし近親の權

の卿の婢を保護し給え。近親者にすゝめて、もし彼辭退せば、我を娶り給え。一のルトが前に示した好意とは、姑のノエミに従うため、自分の父祖の地をも信仰をも棄てたこと。しかし今度の好意の方が更にすぐれている。それはたゞ姑のためにその欲しがつてゐる子種を残すために、年輩の男を夫に選んでくれたから。一の私はお前が夜來たことを悪く思わないし、また貧しいモアブの女を娶ることも厭わない、お前は少しも非難の聲を聞かないほど、評判のいい女だから。一の故に心配するな。たゞ今夜はもうその事でお互に心を勞すまい。

一四 により、汝を留め置かんと欲せば、萬事宜し。されど彼もし欲せずば、主は活き給う、我必ず汝を納れん。朝まで眠れよ。」と。一四よりて彼女は夜の明くるまでその足許に眠り、人々互を辨じかぬる頃に、起き出でたるに

一五 ボーズ云いけるは、「注意して、汝の此處に來りしことを、何人にも知らるるなかれ。」と。一五又重ねて云いけるは、「汝の身を覆える上衣を擴げ

一六 て、¹⁰⁾之を兩手に保て。」と。女乃ちそれを擴げ保つや、彼大麥六榊¹¹⁾を量りて、之に負わせぬ。かくて彼女、擔いて市に入り、一六その姑の許に至りしに、姑之に云いけるは、「娘よ、如何に爲したるぞ。」と。よりて

一七 彼女は、かの人が己に爲したる所を、悉く告げ、一七さて云いけるは、「視よ、彼我に大麥六榊を與えて、我、汝を空手にて汝の姑の許に歸すを

一八 好まず。〃¹²⁾と云えり。」と。一八ノエミ乃ち云いけるは、「娘よ、待て、しかして我等、事の如何になりゆくかを見ん。蓋しかの人は、その云える所を爲しとぐるまでは、安んぜじ。」と。

を爲しとぐるまでは、安んぜじ。」と。

10) 東國の女が外出の折、他の衣服全部の上に纏う大きな被布（かつぎ）——11) ルトが前日ひねもす落穂拾いをして得た量の二倍。——12) ボーズは自分がルトに好意を抱いていることを姑に知らせたいと思つたのである。

第四章

ポーズ、ルトを娶り、ダヴィドの祖父なるオベドを儲く。

一 茲こゝにおいてポーズ門もんのほとりに上のぼり行き、其處そこに坐ざしけるが、¹⁾ 前まへに彼かれが云いいしかの親戚しんせきの通とおり過すぐるを見みるや、その名なを呼よびて之これに云いいけるは、
二 「少時しばらく立寄たちよりて、此處こゝに坐ざせ。」と。よりて彼かれは立寄たちよりて坐ざしぬ。ニポーズま
三 た市まちの長老ちやうろう十人じゅうにんを捕とらえて、之これに、「此處こゝに坐ざせ。」と云いえり。三彼等かれら坐ざするに
四 及およんで、彼かれ、親戚しんせきに云いいけるは、「モアブの地ちより歸かえりたるノエミ、我等われらの
兄弟きやうだいエリメレクいの分ぶんの畑はたけを賣うらんとす。四我われは之これを汝なんじに聞きかしめ、此處こゝに坐ざ
五 せるすべての人々ひとら、及およびわが民たみの長老等ちやうろうらの前まえにて汝なんじに云いわんと思おもえり。汝なんじも
し親戚しんせきたる權けんによりて、之これを得えんと欲ほつせば、買かいて之これを得えよ。²⁾ されどもし
汝なんじの心こゝろに適かなわすば、我われに然しか告つげよ、これ、我われが己おのれの爲なすべき事ことを知るを得えん
ためなり。蓋けだし、近ちかき親戚しんせきは第一だいいに汝なんじ、第二だいいに我われあるのみにて、外ほかに一人ひとりも
あらざればなり。」と。然しかるに彼かれ「我われその畑はたけを購あがわん。」と云いいしかば、^五ポ

第四章

1) こうい
ろことは
町の門の
所で交渉
しなけれ
ばならな
かつた。
2) 利二五
・二五參
照。

一〇 ーズ之に云いけるは、「汝かの女の手よりその畑を買う時には、故人の妻たりしモアブの女ルトをも納れて、汝の親戚の名を、その相傳の地に興さざるべからず。」と。彼答えけるは、「我はわが近親たる權を棄てん、蓋は我、わが家の後裔を絶やすべからざればなり。」³⁾ 汝、わが權を用いよ、我快く之を棄つることを言明す。」と。七 さて昔イスラエルにて近親の間に於ける習慣は次の如し、即ち或人他の人に己が權利を譲りて、その讓渡を確實ならしめんとする時は、その人已が脊を脱ぎてかの近親者に與えたり。八 これ、イスラエルにおける讓渡の證據なりき⁴⁾ 八 さればボーズその親戚に「汝の脊を脱れ。」と云いしに、彼直にその足より之を脱ぎぬ。九 ボーズ乃ち長老等及びすべての民に云いけるは、「汝等今日證人たり、我はノエミに讓られて、エリメレクと、ケリオンと、マハロンとのものを悉く有するに至りぬ。一〇 また我は、マハロンの妻たりしモアブの女ルトを娶りて妻となし、故人の名をその相傳の地に興して、彼の名をその家その兄弟その

3) ルトの長子は彼の名でなく、死んだ夫の名を繼がなければならぬので、その子は彼のものにならない。
 またボーズが特にモアブの女と云つたことも(五節)、彼の決意に影響した。
 4) 申二五・九。

民の中より絶やさざらんとす。汝等は、寔にこの事の證人なり。」と。

二 二門のほとりに在りしすべての民及び長老等、答へけるは、「我等ぞ證人なる。願わくは主、汝の家に入りたるこの女を、イスラエルの家を建てし

ラケル⁵⁾及びリアの如くになし、之をしてエフラタに於ける善徳の龜鑑た

らしめ、且ベトレヘムにて高名を得しめ給わんことを。三 また願わくは、

主がこの若き女よりして汝に賜う裔により、汝の家がかのタマルのユダに

産み與えしファレスの家の如くにならんことを。」と。⁶⁾ 三 茲においてボ

ズ、ルトを娶りて妻に迎え、その許に入りしが、主之をして、懐胎し男の

子を産むを得しめ給えり。一四 時に女等ノエミに云いけるは、「主は祝せら

れさせ給え、汝の家に後繼者なきを棄ておき給わざりき、その名イスラエ

ルに稱えらるべく、一五 汝、己が心を慰め、己が老年を養う者を得べし。蓋

し、汝を愛し、汝に善きこと、七人の男子あるにも優りたる汝の媳より

彼は生れたればなり。」と。一六 ノエミ乃ちその子を取りて己が懷に置き、

5) ベトレヘム

の近くにその

墓のあるラケ

ルは、特にベ

トレヘムの人

々に親しまれ

ていたので、

眞先に擧げら

れている。

6) 創三八・二

九。一) 多數。

母上一・八參

照。

一七 之これを携たずさえて、その乳母うはの役やく、守もりの役やくをなしぬ。一七その隣人となりびとなる女おんな等ら之これに慶よろこびを述のべて云いいけるは、「おとこのこらま「おとこのこらまノエミに男子おとこのこらま生なれたり。」と。

一八 しかしてその名なをオベドと稱よびたり。之これぞダヴィドの父ちちイサイの父ちちなる。一八ファレスの系圖けいずは次つぎの如ごとし、ファレス、エスロンを生うみ、
一九 八) エスロン、アラムを生うみ、アラム、アミナダブを生うみ、
二〇 アミナダブ、ナハツソンを生うみ、ナハツソン、サルモンを生うみ
二一 サルモン、ボーズを生うみ、ボーズ、オベドを生うみ、二二 オベド、
二二 イサイを生うみ、イサイ、ダヴィドを生うめり。

8) 代上二・五。四・一。 璿一・三。―著者は系圖を掲げるつもりではなく、ただ王族ダヴィドの父イサイがオベドから出ていることを指摘したいに過ぎない。